

〔研究ノート〕

## 政治への参画意識を育成するための総合的な学習の時間

—中学生・高校生の模擬陳情を通して—

菊池 八穂子

名古屋学院大学スポーツ健康学部

### 要 旨

政治への参画意識を形成するために、中学生や高校生を想定した総合的な学習の時間の単元開発を行うことが研究の目的である。以前より模擬選挙の授業実践は行われており、その有効性はすでに先行研究によって示されている。一方で、模擬陳情に関する先行事例はほとんど見られない。大学生への一般教養科目「政治学」での模擬陳情の実践を基に、中学校や高等学校における総合的な学習の時間での実践の可能性を示したい。

キーワード：政治への参画意識，総合的な学習の時間，模擬陳情

## Developing civic awareness through integrated learning:

Mock petition activities for junior and senior high school students

Yahoko KIKUCHI

Faculty of Health and Sports  
Nagoya Gakuin University

## I はじめに

本研究は、若者の政治への参画意識を高めるための方策の一例を示すことを目的とする。具体的には、「政治学」を専攻しない一般的な大学生の一般教養科目「政治学」の講義の中で行った模擬陳情を、中学校や高等学校での総合的な学習の時間での教材開発につなげることを提案する。

総務省の資料によると、2022年の参議院議員通常選挙の投票率は52.05%であった。全世代を通じて最低の投票率は20歳代であり33.39%、ワースト2位の10歳代が35.42%であった。

我が国の投票率が年々低下する一方で、よく引き合いに出されるのは若者の投票率80%を超えるスウェーデンである。

スウェーデンの学校には、「民主主義を教えるミッション」があり、優れた主権者教育が行われていることを両角達平が訳書<sup>1)</sup>で紹介している。スウェーデンの小学校の社会科教科書を訳し、分析したのは鈴木賢志である<sup>2)</sup>。鈴木が訳した小学校社会科教科書では、社会、メディア、個人と集団、経済、政治、法律と権利の6章から成り立つが、いずれの章においても個人の意見の発信が民主主義社会を成立させるという前提で書き進められている。それに対し、日本での社会科教育は、意見の発信より知識の習得を重視する教育に偏っている。意見の発信の手段として近年、中学校や高等学校における総合的な学習の時間を中心に模擬選挙の授業実践が見られるものの、より政策に個人の意見を反映させる手段としての模擬陳情あるいは模擬請願の事例はまだ少ない。大学生への模擬陳情の講義を通して、総合的な学習の時間における模擬陳情の授業が、中学生や孤高性の政治への参画意識を高める可能性を示したい。

## II 日本の主権者教育の特徴

日本で現在行われている主権者教育は、投票行動を直接的に推進する方向に特化されがちである。

その背景として、2015年の公職選挙法改正により18歳以上の者が参政権を得るようになったことがある。18歳という年齢が高校3年生に該当するため、とりわけ高校教育における主権者教育が着目された。高等学校で主権者教育を行うために、文科省・総務省より主権者教育のための副読本『私たちが拓く日本の未来』が公表された。その特色は参加型の学びを採用していることである。模擬選挙を題材に、「実践編」では学校の授業でそのまま使えるよう、実施準備、実施手順・方法、ワークシートなどを盛り込んだ教材の実例が掲載されている。副読本には、模擬選挙だけでなく模擬議会や模擬請願についても触れられているが、教育現場における実践の多くは模擬選挙に偏っているのが現状であろう。論文検索サイトのCiNiiで検索をすると、模擬選挙に関する論文数が76件であったのに対し、模擬請願は1件、模擬陳情は0件、模擬議会は13件であった。(2024年1月確認)このように主権者教育が模擬選挙に特化し、投票推進教育に等しくなっている日本の現状に対し、外国における政治的リテラシー育成のための教育の実態はどうなっているのか、分析がすでになされている<sup>3)</sup>。柳沢良昭は、日本の主権者教育と、アメリカ、フランス、

ドイツ、ニュージーランドとの違いを【表1】のように分析した<sup>4)</sup>。

アメリカ等の諸外国が、民主主義社会に参加する市民としての資質を育成しているのに対し、日本の主権者教育は、児童生徒に模擬選挙・模擬議会の活動を通して選挙への参加を促すことを目指している。従って、活躍の範囲や方法も、諸外国では児童生徒が所属する学校や地域社会の問題を広く扱い、決定権を持つことが多いのに対し、日本では、児童生徒が自治的に活躍できる

表1 各国における生徒参加による主権者教育に相当する取り組みの比較

	アメリカ	フランス	ドイツ	ニュージーランド	日本
概念	公民教育／市民性教育	市民性教育	民主主義教育	学校自治とその協働	主権者教育
理念	民主主義社会に参加する市民の育成	市民の育成	民主主義的行動能力の獲得	学校を基礎とした経営（1989年法）から学校自治協同（2020年法）への転換	主権者意識の向上
児童生徒の活躍の場	公民科・社会科を中心に学校全体	学級協議会 学校管理評議会 高校生活評議会 大学区高校生評議会 全国高校生活評議会	学校教育全体 ・教科学習（各教科） ・プロジェクト学習 ・学級会・学校会議 ・地域社会（学校外） Cf.成人教育，学校外教育においても取り組みあり	学校理事会（中等学校の生徒がいる場合）	社会科・公民科での模擬選挙，模擬議会ごく一部の学校で。 ・三者協議会 ・学校フォーラム ・二者会議
児童生徒の活躍の範囲	教科学習（公民科／社会科を中心に） 教科外活動（生徒会活動，地域活動等）	教科学習（道徳・市民を中心に） 教科外活動（学内選挙，クラブ活動など）	教科学習 教科外活動（生徒会活動，学校行事等）	人事・予算・カリキュラムなどの学校管理代行に，生徒代表理事として参加	教科学習（社会科・公民科・探究） 教科外活動（生徒会活動，その他特別活動）
児童生徒の活躍の方法	学校の問題解決への生徒参加 地域・社会の問題解決への生徒参加	学校内の選挙に立候補，投票 各種の評議会に参加	学校により多様，おもにお生徒参加を主体としたプロジェクト学習や体験活動	生徒代表を選出し，選出された理事は学校理事会に参加（中等学校以上の場合）	三者協議会や校則検討委員会のある学校では校則や授業などの改善に参加できる

（荒井文昭他『世界に学ぶ主権者教育の最前線』学事出版 2023 p.183より柳沢良昭の作成した表を部分的に引用）

場は限られている。日本においても、投票行動以外の民主主義社会のつくり方をもっと学ぶ必要があるのではないだろうか。

### III 先行研究の分析

残念ながら模擬陳情に関する先行研究はほとんどないが、すでに模擬選挙が選挙への関心を喚起する有効な手立てであることは多くの実践によって示されている。

教育現場で実践されている模擬選挙について、林大介は以下のようにそのパターンを示した<sup>5)</sup>。

#### A:「仮(架空)の選挙」を扱う

- 1 「歴史上の人物」や「動物」などに投票するパターン
- 2 自分たちで「仮の政党」(子ども党、スポーツ党などテーマを設けたものや、自分たちの名前をつけたもの等)をつくったり、「仮の選挙」に立候補することをイメージしたりして、それぞれが政策を掲げて立ち合い演説会などを行い、最後に投票するパターン

#### B:「実際の選挙」を扱う

- 1 実際の選挙に合わせて実施するパターン
- 2 実際の選挙の時期に合わせて実施しないが、過去に行われた実際の選挙を題材にして、その当時の資料などを使用して実施するパターン

実際に学校現場で実践された模擬選挙の数を確認するすべもないが、感覚的にはA2のパターンが多いのではないかと感じる。発達段階的には小学生にBパターンは、理解しにくい点があるかもしれないが、大学生だからBパターンでというわけでもない。京俊介が大学生にA2パターンで模擬選挙を行い、教育的効果が見られたことを述べている<sup>6)</sup>。京俊介は、若者への選挙啓発を目的とはせず、法学部の学生へのゼミナール活動として「知」の追求、つまり一種のロールプレイを通じて政治や行政の理解を深めることを目的として模擬選挙を行った。にもかかわらず、学生の感想文によって選挙啓発の一定の効果が得られたことが、次の3点から明らかになった。第1は、実際の選挙運営に近い投票所運営が投票の予行演習になったことから投票行動の意欲を持つことができたこと。第2に、模擬候補者が公約を丁寧に説明してくれたことによって、候補者を選ぶ際の自分なりの判断基準をある程度持たせることができたこと。第3に、地元の身近な問題をめぐる政策論争が行われたことによって、政治・行政・政策全般への関心が喚起されたことである。

京俊介の実践から学ぶ点は以下の点である。

- ①本物に近い環境を準備することによって意欲を持たせることができる。
- ②政策について丁寧な調べ活動を行うことによって判断基準を持たせることができる。
- ③学習者にとって身近な社会問題をめぐる政策論争によって関心が喚起される。

京俊介は、高校で行われている「選挙前」主権者教育が、選挙権を有した後も継続的に行われ

るべきであるとしている。その理由は、18歳の投票率より19歳の投票率が下降傾向にあることである。大学生にも継続的に必要とされている主権者教育としての模擬選挙が、選挙啓発を目的とするのに対し、模擬陳情は民主主義社会のつくり方の一つとして、選挙で選ばれた議員が決められた政策であっても黙って従わなければならないわけではなく、異議があれば伝える権利があることを体験的に学ぶことを目的とした。

では、模擬選挙と模擬陳情の違いはどのような点か、表2に示した。

表2 A2パターンの模擬選挙と模擬陳情の違い

	模擬選挙	模擬陳情
目的	選挙啓発	民主主義社会のつくり方の一つとして、異議をとええる方法を学ばせる
政策立案	立候補役が立案（同じ生徒の立場であったり、第三者が準備する場合であったりするが投票者全員で立案するわけではない）	全員が身近な問題から立案を経験できる（どの案で模擬陳情するか議論して決定する必要がある）
役割分担	立候補者と投票者と選挙管理委員会	陳情者と審議する議員（議長を含む）

（筆者作成）

#### IV 模擬陳情実践の実際

模擬陳情の実践は、京俊介と同様大学生への講義として行った。京俊介がゼミナールとして実践したのに対し、本実践は2023年度後期に、A大学B学部の一般教養科目「政治学」の講義の一環として行ったものである。講義を選択した学生は、3年生3名、2年生4名、1年生24名の計31名である。一般教養科目は選択制であるので、多少は政治に興味関心がある学生であるかもしれないが、時間割の空きコマを埋める感覚で選択した学生が多かったのではないと思う。アンケートの結果では、講義を受ける前の政治への関心は、5点満点中平均1.93という大変低い数字であった。ただし、一般的な学生以上に政治に無関心なわけではなく、政治への関心が低い学生がほとんどを占めているのが実態であると推察される。

##### （1）模擬陳情のスケジュール

2023年度後期の「政治学」は15回の講義をしなければならないが、そのうちの7回分を模擬陳情に使った。「政治学」が政治への一般的な知識を深めることだけに使われるのであれば7回分は不適切であるかもしれないが、政治への参画の意識を高めることを模擬陳情によってかなえることを目的としたため、多くの時間を使った。スケジュールは表3の通りである。

表3 模擬陳情のスケジュール

日付	内容	学生の参加の形態
2023年11月14日	教材「僕らがちんじょうしたわけ」から陳情の制度について学ぶ	講義形式（受け身の）
2023年11月21日	自分自身が陳情したいことを考える	個人ワーク
2023年11月28日	模擬陳情の実際の概要を知り、代表の陳情を選ぶ	YouTube 視聴と全体での話し合い
2023年12月12日	グループで陳情について賛成か反対か、根拠となる考えを調べて吟味し、立場を決める	調べ活動とグループワーク
2023年12月19日	市役所議場見学と委員会室での模擬陳情	体験活動（2コマ分）
2024年1月9日	模擬陳情についてふりかえり	個人ワーク

（筆者作成）

## （2）講義構成の原理

①本物に近い環境を準備することによって意欲を持たせることができる。

模擬陳情を、実際のS市の市議会議場を借りて行うことにした。大学からの移動に時間がかかるが、1コマを休講とし、もともとの時間割であった4限の次の5限に補講を実施する方法で時間を確保した。教室の座学ではいつも欠席者が何名かいるのに、模擬陳情の日には、けがをした一人を除いて31名中30名が出席という高い出席率となった。意欲が高まっていたことが伺える。「本当にここで議会が行われるんだ、と思った」というような市議会の設備についてのふりかえり記述が数名に見られた。事前の指導ではYouTubeによって実際の請願の審議を視聴した。【資料2】の通りそれなりの感想を持っていたが、実際の議場見学に意義があったようである。授業後のアンケートでは、議場での模擬陳情は5点満点中4.64点であり、学生が大変満足していたことが伺えた。

②政策について丁寧な調べ活動を行うことによって判断基準を持たせることができる。

YouTubeでの実際の請願では「障害者控除の認定基準について」「保険料の低所得者減免の金額について」「こども医療費助成」について審議されていた。議員の質問は多岐にわたり、様々な視点からなされていたことが刺激になり、自分たちの模擬陳情も多くの視点からの考え方から賛否を決定しなければならないという、調べ活動への意欲につながっていた。一人ひとりの調べ活動の学生の評価は5点満点中3.8点、グループ活動による賛否の意見の集約は5点満点中3.5点であった。

③学習者にとって身近な社会問題をめぐる政策論争によって関心が喚起される。

模擬陳情を行うのはS市の議場であるが、実際に東京都板橋区の小学生が陳情をして一部可決を勝ち取った実話を講義の最初に行った。小学生にとって公園の使い方が、身近で自分事の課題であったことから、自分が陳情したいことは何か、一人ひとりに陳情したいことを考えさせた。【資料4】がその結果である。S市の課題ではなく、自分の課題を考えたことは、関心を持たせる

ことにつながったのではないかと考える。

一人一つの陳情案を考えたが、模擬陳情のためには一つに絞る必要があった。それぞれが自分の居住地の課題を挙げていたので、S市の議場で模擬陳情するならS市の課題が良いと議論し【資料5】の陳情書が完成した。

授業後のアンケートで、【資料1】「僕らがちんじょうしたわけ」の教材は、5点満点中4.3点の高評価であった。

#### 【資料1】僕らがちんじょうしたわけ

NHK ニュースWEBより引用：<https://www.nhk.or.jp/shutoken/wr/20191217.html>

- 2019年12月17日
- 東京
- WEBレポート
- 地域の課題

11月、東京・板橋区の小学生たちが、区議会に異例の陳情を行いました。子どもたちを動かしたのは、「思っきりサッカーがしたい」という強い思いです。その300日にわたる戦いの日々を、取材をもとに再現しました。

#### ○突然のサッカー禁止令

僕は、東京・板橋区に住む悠真（ゆうま）。地元の公立小学校に通う6年生だ。サッカーが大好きで、週末は所属しているサッカークラブの練習に参加している。平日の放課後も、同級生の栞人（かんと）や大誠（たいせい）たちと、8人くらいでサッカーをして遊ぶのが日課だった。そう、あの日までは……。

ことし2月12日。下校したあと、いつもと同じようにサッカーボールを持って家を出た。自転車で向かったのは、旧板橋第三小学校。僕が生まれる前（平成14年）に廃校になった小学校のグラウンドだ。

約束していなくても、ここに行けば誰かしらいる。毎日、飽きもせずに暗くなるまでボールを蹴るのが、何よりの楽しみだった。グラウンドに出ようとしたとき、いつも見かける男の子が座りこんでいた。

「どうしたの？」

「もう、ここでサッカーできなくなるんだって」

「え……うそだろ？」

『ボールの使用はできなくなりました』貼り出された白い紙にこう書かれていた。旧第三小のグラウンドは、野球とサッカーが同時にできるくらい広くて、僕らにとっては、思っきりボールを蹴ることができる貴重な場所。ここが使えなくなるなんて、最悪だ……。児童相談所を建設する工事の影響で、グラウンドは白い壁で半分くらいのスペースに仕切られた。それでボール遊びが禁止されたのだ。

○「とても悩んでおります」区長への手紙

旧第三小の校舎には、ボランティアセンターが入っている。顔なじみの職員の神元さんに文句を言った。神元さんは、「うーん、不満があるなら、区に伝えるしかないよ」と困り顔だ。

「区に伝えるって……」

とりあえず某人たちと区役所に行ってみることにした。首都高・板橋ジャンクションの近くにある区役所は、北館と南館があり、北館は13階まである大きな建物だ。

どこに行けばいいんだろう？ 窓口にいた職員に、恐る恐る事情を説明すると、「区長への手紙」という制度があると教えてくれた。

「区長に直接お願いできるなら、一発じゃん」

文章は勝手に浮かんできた。夢中になって、みんなで思いの丈をびっしり書いた。

「ぼくたちは、小学5年生です。ぼくたちはボール遊びを、やる事ができなくなってしまったのです。その事から、ぼくらはとても悩んでおります。あたらしい公園などを作ってもらえれば、こういんです。日本はとても狭い国です。しかもその中の、東京に、そのような場を作れなど、とてもむずかしい事です。だけどぼくらは、サッカーをしたいのです。おねがいます！！！」

それからおよそ1か月後、区長からようやく返信が届いた。期待して封を開けると、自分たちの手書きのものとは違い、機械で書かれた紙が1枚。

「ボール遊びができる公園は15か所あります」

「小学校の校庭を開放していますが、安全のためやわらかいサッカーボールでないと使えません」

残念な気持ちでいっぱいになった。低学年の子に当たったら危ないので、校庭ではやわらかいボールしか使ったらいけないことになっている。そのことはもちろん知ってる。だからこそ、これまでのように遊べる場所をつくってほしいとお願いしたのに、全然答えになってないじゃん。

○パス回しの日々

しかたないので、区長の手紙で紹介された近くの公園で練習することにした。でも、ボールで遊べるのは、フェンスで囲まれたスペースだけ。以前のグラウンドに比べると、広さは6分の1くらいしかない。しかも、近所迷惑になるからと、フェンスにボールをぶつけないよう注意書きまで。思いっきりボールを蹴ることもできなければ、試合形式の練習もできない。

大誠も「フェンスに当てちゃうと、近所の人から『静かにしてもらえますか』って怒られるし、ちょっと怖いよな」って言うし、結局できるのはパス回しくらいだ。

遊び場ない？ 自分たちで調べてみた

○4月。僕たちは6年生になった。

ほかにボールで遊べる場所はないのか。放課後の時間を使って、近くの公園を自転車で回ったり、区役所に電話をかけたたりして、調べてみることにした。それでわかったことがいくつかあった。

- ・広くて芝生のある公園

午後4時半で鍵が閉まるため、放課後だとほとんど遊べない。

・野球グラウンド

団体の予約で90%以上が埋まっている。しかも当日に大人の付き添いが必要。

・廃校になった別の小学校のグラウンド

火曜と木曜は団体が使用。他の日は鍵がかかっていて入れない。

みんなも言ってたけど、ホームページではボール遊びできるって書いてあるのに、看板を見ると禁止されていたり、利用時間が短かったりと、本当に不便だ。

○議会へのお願い“陳情”

そんな僕らの相談に乗ってくれたのが、旧第三小のボランティアセンターにいた神元さんだ。

・ボランティアセンター元職員 神元幸津江さん

「いつも元気よく遊んでいたのを見ていたので、本当に困ってるんだなと思った。彼らの思いを大事にしながら、どうサポートすればいいか考えた」

毎月のように神元さんと打ち合わせをした。

「低学年の子どもやお年寄りも、サッカーボールがぶつかったら危ない」

「じゃあ、どんなルールがあれば、みんなが納得できる？」

「僕たち子どもの意見なんて、区役所には聞いてもらえる？」

その中で言われたのが「陳情してみたら？」だった。

「ちんじょう」？

紹介してもらった区議会議員が、仕組みを教えてくれた。陳情の流れはこうだ。いちばん偉い議長が「陳情書」を受理したあと、まずは委員会で審査。それを通過すると本会議で正式に認められるかどうかが決まるのだそうだ。みんなで話し合いを重ねて、11月に書き上げた陳情書。

1. 公園の利用終了時間を午後4時半から5時半までに延長してください

2. 野球グラウンドをもっと一般にも開放してほしい

3. 廃校になった校庭を利用できるようにしてほしい

ほかにも野球やサッカーができる場所を増やしてほしいという意見も盛り込んだ。大人の力を借りたけど、自分たちの思いはちゃんと盛り込んで書けた。

○区議会の委員会で……

板橋区議会に初めて出された小学生からの陳情。12月3日と4日、4つの委員会で審査された。委員会ではさまざまな意見が出たそうだ。

「スペースの確保の問題や、乳児や就学前の保護者など立場が変われば、当然、主義主張も変わっていく。幅広い視野で考えなければならない」

「そもそも老若男女が公園には集まるので、どういう基準で、どういう理由でルールが決まっているのか検証するべき」

「校庭の場合は、1年生から6年生までが、いろんな遊びをしているので、バットは使えないなど一定のルールは必要」

たしかに公園やグラウンドはみんなのものだ。僕らのような意見の人もいれば、反対の意見の人もいる。だから住民の代表の人たちが不公平にならないように決めるのが議会なんだって。

○僕たちが勝ち取ったもの

審査の結果は、旧第三小で伝えられた。

「認められたら『採択』で、また話し合うのが『継続』で、ダメなら『不採択』だけ？」

「そう。じゃあ、発表します。まず、1つ目の公園の時間延長……『採択』！」

「えっ……」「イ、イエーイ！！」

みんなで抱き合った。泣きそうになっていた。

僕らが勝ち取ったもの。

- ・公園の利用時間は春から秋にかけては夕方5時半までに延長。
- ・廃校の校庭は水曜日は利用可能に。

野球グラウンドの一般開放については「継続」で話し合われることになった。

○板橋区子ども政策課 雨谷周治課長

「限りあるスペースを、子どもたちの遊び場に集中的にあてるのはなかなか難しく、公園であれば地域の住民の方との合意形成、スポーツ施設であれば登録団体との調整など課題はありますが、遊び場を充実させられるように、協議しながら進めていきたい」大人はこうやって話し合っていて決めているんだと知ることができた。行動しなければ現状は変わらなかったと思うので、がんばってよかった。

遊び場がなくなってから308日。僕たちの“戦い”は終わった。もうすぐ中学校に進学するので、放課後にサッカーをする機会は減るかもしれない。でも、少しでも後輩たちのためになったのならやってよかったと、ちょっと誇らしくなった。

## 【資料2】 請願のYouTubeを視聴した感想

○議員の発言の内容が難しかったと感じたり、不安を感じたり、期待を持ったりした感想

- ・難しいことを言っていてよく分からなかったけど意見を詳しく言っていてすごいと思った。
- ・しっかり他の市のことなども調べていてとても難しいと思いました。
- ・こんな風に議会が行われているんだと知りました。今まで議会が行われているのを見たことがなかったのでとても勉強になりました。ですが、実際に自分たちが行おうと考えると難しそうで不安です
- ・たくさん質問あって大変そうだった。
- ・初めて話している様子を見てとても難しいなと思いました。正直話している言葉が難しかったです。
- ・1人の人が多くの情報を話していて、凄いなと思ったが、情報が多すぎて何をいってるかが分からなくなった。本番は、動画のように話すことができるとは思えなかった。
- ・請願というのを改めて学んだ気がする。僕たちはこれからすると思うと怖い。
- ・本物の請願などをみて少し興味を持ちました。
- ・今日のビデオを見て私はとても難しく感じました。私は話し合いがあまり得意ではないですが会議はやはり必要だと感じました。議員の方々は内容のある会議をされていて凄いなと感じました。

じました。市のため、県のために頑張っていて欲しいです。自分も出来ることをやっていきたいです。

- ・結構軽い話し合いかと思ってたけど、しっかりとした裁判みたいな話し合いで市と市民がしっかり話し合っていることに驚いた。
- ・請願をしている人はすごく色々なことを調べているなと思いました。請願に対して質問や意見を言われているのに全て答えていたのですごいと思いました。また、ほぼ全員が反対の意見のようだったので請願の意見が賛成される雰囲気がなく請願が通ることがあるのかと思った。

#### ○S市の現状に関する感想

- ・S市は他の市に比べてもまだまだ対策をするところがあると思った。
- ・色々議論はされるがS市は色々不便なことが多く、住みたい町のランキングの上位に入るのにあまり市民のために優遇がされないと思いました。
- ・S市は一般会計から低所得者減免の金額が、一般会計からの繰り入れが少ないので愛知県全体で44位のことを初めて知りました。
- ・S市はもっと請願するべきだと私は思いました。なぜならS市はとてもいい街なのでみんなでいいアイデアを出し合いもっといい街にしていってほしいなと思いました。
- ・S市の市議会は、説明不足と感じる点が非常に多く存在しました。自身の意見を述べる際に、主旨に疑問を感じるなどどの点にどう疑問を感じているか具体的な説明がなく、説得力にかけていると感じました。

#### ○多数決についての感想

- ・実際に映像で見て、思っていたものより、簡単に多数決で決められるのだなと思いました。
- ・多数決が、党の立場で判断していて陳情の意味がないように思えた。立場などは平等に多数決をしてほしいとおもった。
- ・一人一人意見があってぶつかっているんだと思った。でも最終的には多数決で決めていたので多数派の需要があるような請願が通るんだと思った。

#### ○与党と野党の関係についての感想

- ・みんなの意見を平等に聞くと思ったが、与党や野党が関係していて、難しいと思った。自分的には（請願者に）賛成である。
- ・いろいろ聞いていましたが、〇〇党の議員はこういうところから変えないと日本が本当に終わると思いました。市民が要望していることに寄り添わない議員は残念だし、投票したくありません。結局自分の私利私欲のためにやっている人の集まりなんだなと思いました。今の国家議員と同じです。聞いててイライラしました。
- ・趣旨が気に入らないというだけであんなに強く反対と言われるのは少し可哀想だなと思ったし喋ってる内容が議会っぽくて難しいなと思いました。
- ・自分の政党じゃないからと言って良い意見でも賛成しないのはおかしいと思いました。
- ・請願者の意見はまともであり、私も意見に賛成です。しかし、その意見の内容ではなく請願

者が野党だからという理由で訳も分からない理由をつけて採用しないのはどうかと思いました。

- ・大人の事情で裁決せずしっかり街のこと考えて決めて欲しいと感じた。

#### 【資料4】一人一つ考えた陳情

31人の学生が考えた陳情は大まかに以下のように分類された。

- ・海や河川、道路の危険個所への対策……7人
- ・バスや電車等交通機関の充実……5人
- ・ごみの収集に関して（分類、ごみ袋の価格、収集の回数等）……5人
- ・高層ビルや樹木等日照権に関わる問題の解決……2人
- ・公園の増設……2人
- ・大型ショッピングセンターの誘致……1人
- ・エスカレーター歩行禁止条例……1人
- ・公教育の充実……1人
- ・公共の場所に喫煙所増設……1人

その他国政への要望もあった。

- ・扶養者条件の緩和……1人
- ・減税やるやる詐欺への批判……1人
- ・プラスチック問題への対応……1人

#### 【資料5】路上喫煙禁止条例ならびに喫煙所増設についての陳情書

##### 1 陳情の要旨

尾張瀬戸駅周辺に、路上喫煙禁止条例を発令し、同時に喫煙所を新設して分煙を進めることを陳情致します。

##### 2 陳情の理由

瀬戸市では、藤井聡太さんの活躍やジブリパークの新設に伴って観光客が増加することが見込まれます。観光客にクリーンなイメージを持ってもらう為に、瀬戸市の入り口である尾張瀬戸駅周辺の分煙を進めることを希望します。

尾張瀬戸駅周辺の路上を禁煙にすることで、ポイ捨てが減少すると思います。喫煙所を設けることで、周りの非喫煙者の為にもなると思います。

大阪万博に備えて、大阪市では市内全域での路上喫煙禁止を進め、1箇所1400万円かかる喫煙所を、120箇所新設するそうです。

大阪のように、瀬戸市でも分煙の取り組みを進めることで、観光にプラスになると考え陳情致しました。

宜しくお願い致します。

### (3) 模擬陳情実践の結果

模擬陳情によって政策立案を経験することは、自身の切実な願いを陳情案にすることができ、当事者意識を持ちやすくなることができた。講義以前の政治への関心の平均値は5点満点中1.93という低いものであったのに、講義後の政治への関心の平均値は3.7点と、1.77点も向上する結果となった。また、議員役を経験する前に、実際の議会をYouTube配信で見学することによってリアリティを感じさせることができた。【資料5】に学生のふりかえり記述の抜粋を載せた。

#### 【資料5】模擬陳情についてのふりかえり記述の抜粋

①本物の議場での模擬陳情を行ったことによって意欲を持ったことがわかる記述。

- ・今までは政治について思うことは少しありましたが、思うだけで何も自分で行動出来ていなかったもので、陳情書を書いて役所で話すという行動に移す機会を与えてもらえてとてもいい勉強になりました。これからも世の中に反論していきたいと思います。実際に陳情を体験してみて、身近に起きている小さな問題でもこうやってたくさんの方が関わって成り立っているんだとしてもっと当たり前のように感謝して生きていかなければいけないなと思いました。自分たちの模擬陳情は、ただ思ったことを言い合うのではなく、実際に起きている問題をどう解決していくかみんなの確かな意見を出していて素晴らしいと思いました。しかし初回なので自信がなく声が少し小さかったと思います。自信を持って言えば意見の信頼度も高まると思います。
- ・私が「政治学」の授業で一番楽しかったのは、やはりS市議会でみんなと模擬陳情をしたことです。S市の大事なことを決めるのに普段から使っている場所を、私たち学生に使用させてくださり、一生に一度行けるかわからない場所で、とても貴重な体験をすることができました。
- ・最初は「陳情」という言葉すら知らなかった。どうせそんな事する機会無いだろうと思っていた。しかし、実際に「模擬陳情」をしたことによって、その場の雰囲気や職員の方が向き合ってくれていることに感動し、興味がわいた。興奮と緊張をとっても感じた。普段だったら絶対行かない場所で、会うこともない市の職員さんや議員さんたちの前で意見を述べる経験ができた。軽く受け取るんだろうと予想していたが、うなずいたりメモを取ってくださったりしている姿を見て、こんなに真剣に聞いてくださっているんだと感動した。是非自分の住んでいる地域でも陳情したいと思った。
- ・誰もが体験できることではなく、本当に貴重な体験をさせていただきました。普段政治に興味もわかず、他人事のように捉えていたことも、自分たちでも陳情ならば意思表示や提案を積極的に行うことができるので、今後機会があればこの経験を生かしていきたいと思いました。
- ・模擬陳情を体験することで、いろいろな課題や問題に対する実感が生まれ、政治参加の重要性を感じることができました。個々の声が政策に影響を与えることを実感し、社会への貢献の一環として、積極的な政治参加が大切だと思いました。

・「模擬陳情」は、貴重な体験ができ、とても良かった。普段の議員さんの仕事がどのようなかわからなかったが、今回の体験で少しわかった。体験を通して、陳情が大変なのだを知った。一から調べて、時間をかけて文章を考えてやったので、市民が市を良くするために動くことの大変さがわかった。自分の代わりに動いてくれる議員さんを真剣に選ばなければいけないと思った。

②政策について丁寧な調べ活動を行うことによって判断基準を持つことにつながった記述。

- ・学習する前は陳情とは何かも知らなかったが、学習してみて陳情が何か、なぜ大切なのか、陳情することで何が変わるのかなど、いろんなことが分かり、知識の幅も広がった。模擬陳情を体験してみて、普段市の職員さんや議員さんがどれほど大変なことをしているかが分かった。発言する内容も自分の考えたものと比べてしっかり、まとまっていて、当を得ている気がした。また、市の職員さんや議員さんなどの方々が普段どれほど大変なことをしているのかが体験を通して知ることができた。模擬陳情で感じたことは、陳情の賛成、反対についてもっと深く調べて意見を述べればもっと良い模擬陳情ができたのではないかと思った。
- ・最初は時間割を埋めるために「政治学」を受講しただけだったので、単位さえとることができればいいと思っていて政治に全く関心がなかった。しかし、陳情など授業を受けていく中で政治とは自分たちが生きやすく過ごしやすい環境にしていくために話し合いをしたりして、よりよい社会にしていくために必要なことだと思った。また自分とは反対の意見の人の話を聞くことができるため面白いと思った。少し政治に関心を持てた。「模擬陳情」では話し合いの難しさを感じた。反対意見や賛成意見を聞いたりして納得したり、反対意見はこういうところに注目しているのかと感じたりすることができた。
- ・模擬陳情を経験して思ったことは、陳情するならしっかり下調べをしないとダメだと思いました。なんで陳情したいか、他の県や市町村などで似たようなケースでどのような政策を採用しているのかなど、しっかり調べて陳情することが大切だと思いました。
- ・陳情をする内容について、様々な観点からより具体的な情報を持って会議に参加する必要があることを知り、とても大変だと感じました。簡易的ではありましたが議員さんの方たちがやっていることを体験できて良かったです。
- ・陳情が可決されるためには、様々な点でのメリットが必要だと感じました。陳情というのは、一部の人にとってはプラスの要素が多く、一部の人にはマイナスの要素が多いです。どの立場の人にとってもメリットがあることが、可決への近道だと感じました。また、予算の面であったり、環境面など人間に対して以外の面も考えたりしなければならぬと感じました。陳情を考えることで、誰からも賛成されるというのは難しいと改めて感じました。よく「とりあえず選挙に行こう」という言葉を耳にします。しかし、知識も制度も知らない人がなんとなく票を入れることが、本当に国民が目指す国づくりとは言えないと思います。私たちが良い国づくりを目指すのであれば、正しい知識を持って、見極める目を持ち、選挙活動に参加したいと感じました。

③学習者にとって身近な社会問題をめぐる政策論争によって関心が喚起された記述。

- 最初は自分達が政治に関して、できることは選挙だけで、尚且つ自分一人の投票で、変わることはないと考えていたが、模擬陳情を経験したことにより、自分達の意見もしっかりと反映されることがわかり、それが、政治への関心を深める理由に繋がったと考える。自分にとって、とても素晴らしい経験になった。授業でいくら陳情について、話し合ったり、考えたりしても、その場で終わってしまう。だが、この授業では、実際に市役所に行き、市議会議員に皆様の前で本場のような緊張感で陳情をしたことは、自分達の世代では、とても珍しく、本当に貴重な経験でした。そんな貴重な経験を無駄にするわけには、いけないので、事前にグループ内で、しっかりと考えをまとめ、陳情出来たことは、良かったと考える。各グループが、意見交換し合い、コミュニケーションをとって、本番に向けて、練習をしているのを実感して、有意義な時間だと思いました。そして、本番になると、各グループが陳情して、賛成か反対を決めて、さながら本当に陳情しているような感覚になり、今まで積み上げたものが、実を結んだ形となり、何とも言えない感情になりました。
- もともと政治についてはあまり興味がなかったとか政治について詳しく知らなかったのですが、この授業を通して新たな知識が身について「陳情する」とはどういうことなのかを理解し、その重要性も理解することができました。初めての経験だったのですが、実際にはこうやってやっているんだということを感じることができてとてもいい経験になりました。またグループの子たちとも自分たちなりの意見を主張し、発表することができたので良かったです。
- 政治学には全く興味もなく政治家とかは変なおじさんがやるものだと思っててあんまり良い印象はなかったけど、この授業を受けてみていろんな言葉を知ったり動画を見たり実際に陳情を体験してみたり普通の大学では経験できなかったから良かったです。
- 学習する前は、政治についての知識が全くなかったので、興味関心がなかった。しかし、政治について勉強してからは、今まで知らなかった、知識をたくさん知ることができた。例えば、「陳情」という方法です。今まで暮らしてきて、ここ変えてほしいと感じたことが多くあった。しかし「陳情」という方法があることを知らなかったので、行動に移すこともできなかった。でも「陳情」という方法を聞いてからは、そんな方法があるのだと驚いた。なので、政治について学んだおかげで「陳情」みたいに、私の知らない方法などがもっとあると分かり、少し政治に興味関心が増えた。実際に市役所に出向き、本当に貴重な体験ができて嬉しかった。このような体験ができる人はそういないと思うので、本当に感謝している。また、このような機会がなければ、この場でどんな人が集まり、どんな話し合いをしているのか等、考えようとしなかった。なので実際に現場に行き、体験できてとても勉強になった。
- 最初は陳情しても話は聞いてもらえない、適当に流されるだけだろうと思っていました。しかし、小学生の「ぼくらが陳情したわけ」を学んで、ちゃんと議会で審査されていて感心しました。小学生相手だから適当に対応するだろうと思っていました。議会の陳情の現場を一度は見に行ってみようと思いました。陳情という制度を知れて良かったです。

#### (4) 考察

大学生にとって、小学生が実際に陳情を行い、しかもそれなりの結果を出すことができたという事実を学んだことが意欲付けにつながるのが疑問であったが、一定の意欲を引き出すことにつながったと事後アンケートと感想から判断できる。

本物の議場での YouTube 配信を視聴したことは、政党制についての疑問を持ったり、学生によっては反発を感じたりする感想につながった。模擬陳情への意欲が低下したわけではないようではあった。

陳情の案を作成する時間を、グループワーク等によって丁寧に進めたことは、根拠のある考えを持って模擬陳情に望みたいという考えにつながっていた。

何より、模擬陳情を実際の議場で行えたことが、政治を身近に感じさせることにつながったことが学生の感想から読み取れた。

### V 研究の成果と課題

若者の政治への参画意識を高めるための方策を示すことができた。文献研究や先行研究の分析から選挙啓発に留まらず、民主主義のつくり方に関する知識を持ち、意欲や関心を政治に向けることができる方法を模擬陳情によって検証できたことが研究の成果である。効果的な模擬陳情を実践するために、①本物の議場というリアリティのある環境を準備することによって学習者に意欲を持たせることができたこと。②請願の YouTube 視聴から政策を立案するための多様な視点を学習者に示唆し、丁寧な調べ活動を行わせることができたこと。③「ぼくらが陳情したわけ」という実話を模擬陳情の最初の段階で示したことで、身近な社会問題をめぐる政策論争に学習者の関心が喚起されたこと。の3点によって、模擬陳情の教育的効果を上げることができた。

学生のふりかえり記述の中には、筆者が意図していなかったにも関わらず投票行動に意欲を持てるようになった学生がいたことも成果であった。

実践例は、大学生の模擬陳情であったが、今後総合的な学習の時間を使った模擬陳情の体験によって、中学生や高校生の政治への参画意識につながる可能性を示唆できた。

今後は、若者の政治への参画意識を高めるための理論と実践をさらに充実させることが課題である。若者への直接的な働きかけだけでなく、小学校段階から民主主義社会のつくり方について学ぶことのできる社会科単元の開発をしていくことも、視座に入れている。

#### 注

- 1) スウェーデン若者・市民社会庁 (MUCF) 著 両角達平・リンデル佐藤良子・轡田いづみ訳 (2021)『政治について話そう!』アルパカ は、スウェーデンの学校で使われている教員向けに作成された指南書である。
- 2) ヨーラン・スバネリッド 鈴木賢志+明治大学国際日本学部鈴木ゼミ編訳 (2016)『スウェーデンの小

政治への参画意識を育成するための総合的な学習の時間

学校社会科の教科書を読む』新評論

- 3) 荒井文昭・大津尚志・吉田雄一・宮下与兵衛・柳沢良明(2023)『世界に学ぶ主権者教育の最前線 生徒参加が拓く民主主義の学び』学事出版
- 4) iiiと同書。p. 183
- 5) 林大介(2016)『「18歳選挙権」で社会はどう変わるか』集英社新書 pp. 134-136
- 6) 京俊介(2019)「大学教育としての模擬選挙」中京大学法学会『中京法学53巻1・2号』 pp. 1-45